

フェロー制度規程

(総 則)

第1条 本規程は、会員を対象としたフェロー制度について定める。

(目 的)

第2条 電気・電子・情報通信とその関連分野技術の見識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、社会および本会の発展に顕著な貢献をなした者に電気学会フェローの称号を与え、もって、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを目的とする。

(資 格)

第3条 フェローの称号を受ける資格は、原則として、少なくとも累積で10年間以上電気学会の正員として在籍している電気・電子・情報通信とその関連分野の技術者、科学者、教育者、技術管理者等であり、上級会員の中から選出する。ただし、会長が認めた場合は上記以外でもフェロー称号を受ける資格者として認める。

(推薦方法)

第4条 推薦は所定の書類に必要事項を記載のうえ行う。なお、推薦は随時行うことができるものとする。

第5条 フェローの称号は推薦・審査により授与されるものとし、推薦の方法は原則として次のいずれかによるものとする。

- (1) フェローの称号を持つ会員3名の推薦
- (2) 本会の組織(部門・支部・電気規格調査会)の代表者1名の推薦

(審 査)

第6条 フェロー候補者を選考するためにフェロー審査委員会を理事会の直属機関として設ける。選考基準および選考方法は、別に定める。

第7条 フェロー審査委員会は、フェロー候補者の審査・調整を行う。審査結果は理事会に報告し承認を得る。フェロー審査委員会の構成は、下記のとおりとする。

委員長：副会長(総務企画担当)

副委員長：総務企画理事

委員：財務会計理事、編修出版理事、研究調査理事、専務理事
部門長、電気規格調査会会長

事務局：総務課

(認 定)

第8条 理事会はフェロー審査委員会の報告を受けフェローを認定し、電気学会フェローの称号を授与する。

(表彰方法等)

第9条 フェローの称号を受けた会員に対しては、会長による称号の認定証・記念品を授与するとともに、学会誌ならびに電気学会ホームページに名前を記載する。フェローの称号は、学会の会員資格が継続する限り、永続的に継続するものとする。なお、本人の申し出により、返上できるものとする。

(責 務)

第10条 フェローの称号を得た会員は、電気・電子・情報通信とその関連分野技術の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し、電気・電子・情報通信とその関連分野技術の発展に引き続き寄与するとともに本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(選出規模)

第11条 フェローの人数については、正員総数の3%を目安とする。

(付則)

1. 平成18年7月26日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成18年7月26日より実施する。
3. 平成22年4月28日、理事会にて一部改正。
4. **【経過措置等】**(上級会員数の増加により、この経過措置は平成23年度末を持って廃止とする。)
 - ① 原則として、上級会員の中からフェロー候補者を選出することとするが、上級会員の全体数が少ない期間は、経過措置として上級会員以外からの選出を認めることとする。
 - ② 原則としてフェロー及び上級会員3名からの推薦とするが、フェロー・上級会員の全体数が少ない期間は、経過措置としてフェロー・上級会員以外の正員からの推薦を認めることとする。
5. 平成24年12月6日、有識者会議メンバー名称変更につき、有識者会議委員として読み替える。
6. 平成29年2月17日、総務会議にて一部改正。
7. 平成29年4月13日、総務会議にて一部改正。
8. 平成30年3月8日、理事会において一部改正。
9. 令和3年10月8日、理事会において一部改正。